

「あおり新しい公共支援事業」に係る監査及び検査について

1 監査及び検査の根拠

新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）

「1 3 監査等について」

- (1) 1 3 - 1 都道府県の監査 ガイドライン 6 - 4 の各事業
- (2) 1 3 - 2 委託先に対する検査等 ガイドライン 6 - 4 の各事業の業務委託先
- (3) 1 3 - 3 支援対象者等に係る検査等 モデル事業実施主体

※ 6 - 4 の各事業	具体的支援対象者等
(1) NPO等の活動基盤整備のための支援事業	委託：青い森地域創造協議会
(2) 寄附募集支援事業	
(3) 融資利用の円滑化のための支援事業	
(4) つなぎ融資への利子補給事業	(該当なし)
(5) 新しい公共の場づくりのためのモデル事業	補助：モデル事業（平成24年度：11団体）
(6) 社会イノベーション推進のためのモデル事業	(青森県該当なし)
(7) 共通事務に関する事業	委託（運営委員会運営） ：あおりNPOサポートセンター

2 監査及び検査の実施

- (1) 監査及び検査は、県（県民生活文化課）が実施する。
- (2) 監査について
 - ① 客観性・透明性のある方法として、外部監査人を依頼して実施する。
※平成 25 年度：税理士
 - ② 監査は、県が実施したガイドライン 6-4 の各事業について、県民生活文化課にて行う。
- (3) 検査について
 - ① ガイドライン 6-4 の各事業の業務委託先に係る検査について
当該業務委託契約に基づき、業務完了後に実施する。
※平成 24 年度分については、平成 25 年 3 月に実施済み。
 - ② ガイドライン 6-4 の事業のうち新しい公共の場づくりのためのモデル事業に係る検査について
(2) - ② の監査時に併せて実施。